



一部 5 円
発行所 伊万里市役所
編集人 山口正次
発行 伊万里市大町町甲2869
TEL 7 1 0
印刷所 伊万里活版所
TEL 5 6

新年度予算議会開く

骨格 四億四千余万圓を可決

肉付けは市長改選後

★ 昭和三十三年度一般並特別会計予算案等三十四件の議案をはじめ、市長報告、議会諮問、請願陳情等を審議する新年度才一回定例市議会は、三月十日午前十時開会、会期十日間を以て審議の末、十九日委員長報告並これに對する質疑の後、討論採決に入り、一部字句の訂正を除く外原案通り全議案を可決開会した。尚、本議会傍聴橋口市長は左記要旨の演説を行った。

★ ① 新市最大の悩みであつた赤字は、三十二年度を以て解消の見通しがついたこと。

★ ② 新年度より合併当初の協定による不均一課税を撤廃し、市税の均一化を実施したこと。

★ ③ 今後は特殊の場合を除き学校々舎建設に関する地元寄附金を廃止すること。

★ ④ 今次当初予算は骨格予算に止められたこと。

審議された 主な議案

◎伊万里市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定。 ◎伊万里市税条例の一部を改正する条例制定。 ◎伊万里市手教料条例の一部を改正する条例制定。 ◎伊万里市火災予防条例の一部を改正する条例制定。 ◎伊万里市火葬場使用料条例の一部を改正する条例制定。 ◎伊万里市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定。 ◎伊万里市伝染病隔離病舎使用条例制定。 ◎伊万里市社会教育特別基本財産条例制定。 ◎財政再建計画変更について。 ◎伊万里市固定資産評価審査委員

◎昭和三十三年度伊万里市特別会計上水道費(他五)歳入歳出豫算(才八回) 追加更正

◎昭和三十三年度伊万里市特別会計上水道費(他二)歳入歳出追加更正

昭和33年度伊万里市会計別当初予算と前年度予算比較表

会計別	本年度	前年度	当初予算と前年度予算比較
一般会計	329,928,100	489,698,190	△159,770,090
一 上水道	17,869,000	15,500,100	2,368,900
二 国民健康保険	50,501,300	48,881,400	1,619,900
三 国民健康保険施設費	32,076,400	28,151,998	3,924,402
四 国民健康保険診療費	2,785,900	3,997,500	△1,211,600
五 国民健康保険施設費	455,000	0	455,000
六 国民健康保険診療費	15,136,000	16,185,000	△1,047,000
七 国民健康保険施設費	448,753,700	602,417,188	△153,663,488

昭和33年度一般会計各款別当初予算と前年度予算比較表

歳入	科目	本年度	前年度	当初予算と前年度予算比較	歳出	科目	本年度	前年度	当初予算と前年度予算比較
1	市地方交付金	155,093,500	173,784,200	△18,690,700	1	議事費	10,673,900	8,135,020	2,538,880
2	地方交付金	70,000,000	73,000,000	△3,000,000	2	市役所	71,362,600	60,554,380	10,808,220
3	公営企業	151,400	3,045,600	△2,894,200	3	消防	8,808,500	10,296,060	△1,487,560
4	分担金	8,213,300	20,465,100	△12,251,800	4	土木	54,786,600	87,610,570	△32,823,970
5	使用料	6,708,000	6,186,900	521,100	5	教育	43,072,900	68,259,670	△25,186,770
6	国庫金	83,887,800	125,811,300	△41,923,500	6	社会及労働	74,112,600	79,630,040	△5,517,440
7	県庫金	3,850,800	8,444,760	△4,593,960	7	保健衛生	7,916,300	8,811,100	△864,800
8	寄附金	375,400	7,822,930	△7,447,530	8	産業	7,716,100	52,765,560	△45,049,460
9	繰上金	100	0	100	9	財政	1,246,000	2,141,150	△895,150
10	雑入	1,647,500	10,137,300	△8,489,800	10	統計	171,300	260,000	△88,700
11	雑入	300	61,000,000	△60,999,700	11	選挙	1,896,200	1,103,100	793,100
合計		329,928,100	489,698,190	△159,770,090	合計		329,928,100	489,698,190	△159,770,090

市制四周年に 四二三名を表彰

うち三名は故人

市制施行四周年記念式典は、さる三日伊万里小学校に於て盛大に挙行されたが、左記四十三氏が市表彰条例による市政功労又は善行者として表彰された。

一、議員として多年地方自治の発展に貢献した者
池田授吉(二里) 牧瀬左善(二里) 江口香市(松浦) 川原吉次郎(東山代) 古崎定治(波多津) 池田清司(松浦) 山重(黒川) 古藤(伊万里) 三、多年教育、産業、社会長之助(大川) 篠宮(東山)

二、町村及び市職員として多年地方自治の発展に貢献した者
池田信(伊万里) 犬塚守(故) 吉田博行(黒川) 松尾

三、文化その他公益に業績顯著な者
松尾泊(伊万里) 川添昇(南波多) 中里太市(伊万里) 北古賀亀六(伊万里) 松本庄平(南波多) 田中彌作(波多津) 福田幸次郎(二里) 梅崎久次(伊万里) 小島テツ(伊万里) 小杉ツサ(波多津) 福地道雄(波多津) 佐藤忠義(山代) 吉村ハルエ(伊万里) 六、市に多額の金品を寄附した者
内山守人(東山代)



(写真説明) (七) 3月4日香禰神社で催された海外抑留者祈願祭 (右) 完成近い、江湖の辻の警察署新庁舎

改正又は新設された主な條例

均一化された市民税
三十三年度に限り個人分には特例

合併当初の協定により、これ迄各町区々であつた市民税の所得割の税率は全域均一化され、次の区分によることになった。

一、五万円をこえる金額(百分の二・二) 五万円をこえる金額(百分の三) 八万円をこえる金額(百分の三・一) 十五万円をこえる金額(百分の三・五) 二十万円をこえる金額(百分の四) 五十万円をこえる金額(百分の五) 一百万円をこえる金額(百分の六) 二百五十万円をこえる金額(百分の七) 五百万円をこえる金額(百分の八) 一千万円をこえる金額(百分の九) 二千万円をこえる金額(百分の九・一) 五千万円をこえる金額(百分の九・二)

尚、法人の場合の税率は百分の九・七と定められた。

(その二)
戸籍関係の手数料 一部改正
① 公簿、図面の閲覧 一件につき四十円
② 住民登録法によるもの 住民票及び戸籍附表の謄抄本交付一枚につき四十円 住民票及び戸籍附表の閲覧 一回につき四十円 住民票記載事項の証明 一件につき四十円 住民登録に関する証明 一件につき四十円

(その三)
火葬は一体千圓に
伊万里市火葬場使用料条例の一部が改正され、遺骸の火葬一体九百圓が千圓に、但し十二才未満は七百五十圓が八百圓に改正。

② 改葬遺骸(新設)
死亡後三ヶ年未満の場合 死亡後三ヶ年未満の場合 十二才未満は八百圓、但し死亡後三ヶ年以上の場合 及び白骨の場合 一体は千七百圓、但し十二才未満は五百圓

(その四)
火入れは七日以前に許可
露店の開設にも届出が必要

加助(波多津) 古藤勝太(大川) 樋渡政治(松浦) (故) 小松豊(南波多) 牧瀬祐造(二里) 田中清次(東山代) 牧瀬再市(山代) (故) 福田常吉(二里) 古賀五郎(山代) 前田政雄(伊万里) 横岳資行(伊万里) 日浦清四郎(東山代) 五、善行者 吉村ハルエ(伊万里)

市税条例改正に依る前年度との比較

税目	32年度		33年度		増減	記事
	税率	税額	税率	税額		
市民税	均等割	500円	7,100	400円	8,563	1,463
	所得割	400円	34,276	1,371/100	22,892	△11,384
法人税	均等割	1,800円	347	1,800円	347	-
	所得割	9/100	7,400	9.7/100	8,224	2,417
固定資産税	土地	1.4/100	36,176	1.5/100	39,976	3,900
	家屋	1.4/100	23,601	1.5/100	25,025	1,424
	償却資産	1.4/100	9,981	1.5/100	9,882	△99

尚、自転車荷車税は廃止され、軽自動車税新設、たばこ消費税の税率引上げ、木材引取税の税率引下げ等は法の改正を待つて差延予定

北古賀、撫養両氏 教育資金に寄附

伊万里町北古賀亀六氏は、今回事業四周年記念に公益関係功労者として、表彰されたのを記念し、一金、拾万円を教育資金として寄附されました。又、瀬戸町撫養倉吉氏は、伊万里市火災予防条例の一部が改正され、山林、原野、山岳、荒廃地に火入れをしようとする者は七日以前に届出て市長の許可が必要、露店の開設又は道路を占有して消防活動に支障を及ぼす行為をしようとする者は、豫め消防長又は消防署長に届出が必要、建築物、掛小屋、その他工作物を仮設し、公衆を收容して催物を行う場合は三日以前に消防長又は消防署長に届出が必要、(その五) 保険税の納期変更 滝野分院 (東山代町内野) に 電話 開通 楠久局六番乙

五月 七月 九月 十一月 三月

